

1. 件 名：国立大学法人東京大学の3条改正に伴う原子炉設置承認の届出に係る設置者ヒアリング

2. 日 時：令和2年8月5日（水）16時00分～16時50分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

塩川上席安全審査官、上野管理官補佐、山田係員

（2）国立大学法人東京大学

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻長 他4名

5. 議事要旨

（1）国立大学法人東京大学（以下「東大」という。）から、令和2年6月19日付けで提出のあった設置承認の変更届について資料1及び資料2に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の確認事項を伝えた。

- ・定義のうち、組織の内容で「運転開始前の管理を含む」と記載してあるが、東大弥生は廃止措置中であり、この記載に至った経緯及び意図するところについて説明すること。
- ・設置承認申請書の記載と体裁が異なっているため、具体的な運用を定める保安規定においては当該保安規定の体裁に併せて体裁を整えること。

（3）上記（2）の指摘事項を踏まえ、東大より対応する旨の回答があった。

6. 配付資料

資料1 東京大学原子炉設置変更承認申請書の変更届

資料2 原子炉設置変更承認申請書 新旧対照表 参考資料